

# 筑紫野市地域包括支援センター

筑紫野市を4つの地域に分け、「筑紫野市地域包括支援センター」が活動します。相談は無料です。個人情報を守ります。担当エリアの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。



**むさし** (特別養護老人ホームむさし苑内)  
 湯町2丁目9-2  
 TEL:925-2775 FAX:924-7681  
 天拝坂・都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・京町・中央・栄町・昭和・次田・大坪・大門・鳥居・旭町・東町・湯町・武蔵・上古賀

**天拝の園** (特別養護老人ホーム天拝の園内)  
 立明寺618-1  
 TEL:918-5788 FAX:918-5803  
 宮田町・曙町・松ヶ浦・紫・天神・東新町・紫ヶ丘・針摺・俗明院・平等寺・山口・萩原・古賀・立明寺・朝倉街道団地・むさしヶ丘



**アシスト桜台** (介護老人保健施設 リハビリハイツアシスト桜台内)  
 常松456-2  
 TEL:923-8803 FAX:923-8805  
 針摺東・石崎・若葉団地・中原団地・天山・柚須原・香園・本道寺・大石・原・西吉木・東吉木・上阿志岐東・上阿志岐西・中阿志岐・下阿志岐・牛島・諸田・常松・永岡・桜台・宮の森・ゴルフ場団地・みかさ台

**ちくしの荘** (特別養護老人ホームちくしの荘内)  
 原田462  
 TEL:926-2871 FAX:926-3532  
 筑紫駅前通・光が丘・美しが丘北・美しが丘南・山家1区・山家2区・山家3区・山家中央区・山家6区・山家7区・山家8区・山家9区・原田・城山・筑紫・若江・隈・西小田・馬市・下見一・美咲・岡田

## お問い合わせ先

サービス利用、介護保険料に関すること	介護保険担当 TEL:092-923-1111 (代表) 内線454~456
サービス事業所・ケアマネジャーに関すること	指定指導担当 TEL:092-923-1111 (代表) 内線453
一般介護予防事業、地域包括支援センターに関すること	高齢者福祉担当 TEL:092-923-1111 (代表) 内線451~452

〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 高齢者支援課  
 FAX:092-920-1786 (直通)  
 ホームページ <https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

ともにはぐくむ

# 令和5年度版 介護保険

わかりやすい利用の手引き



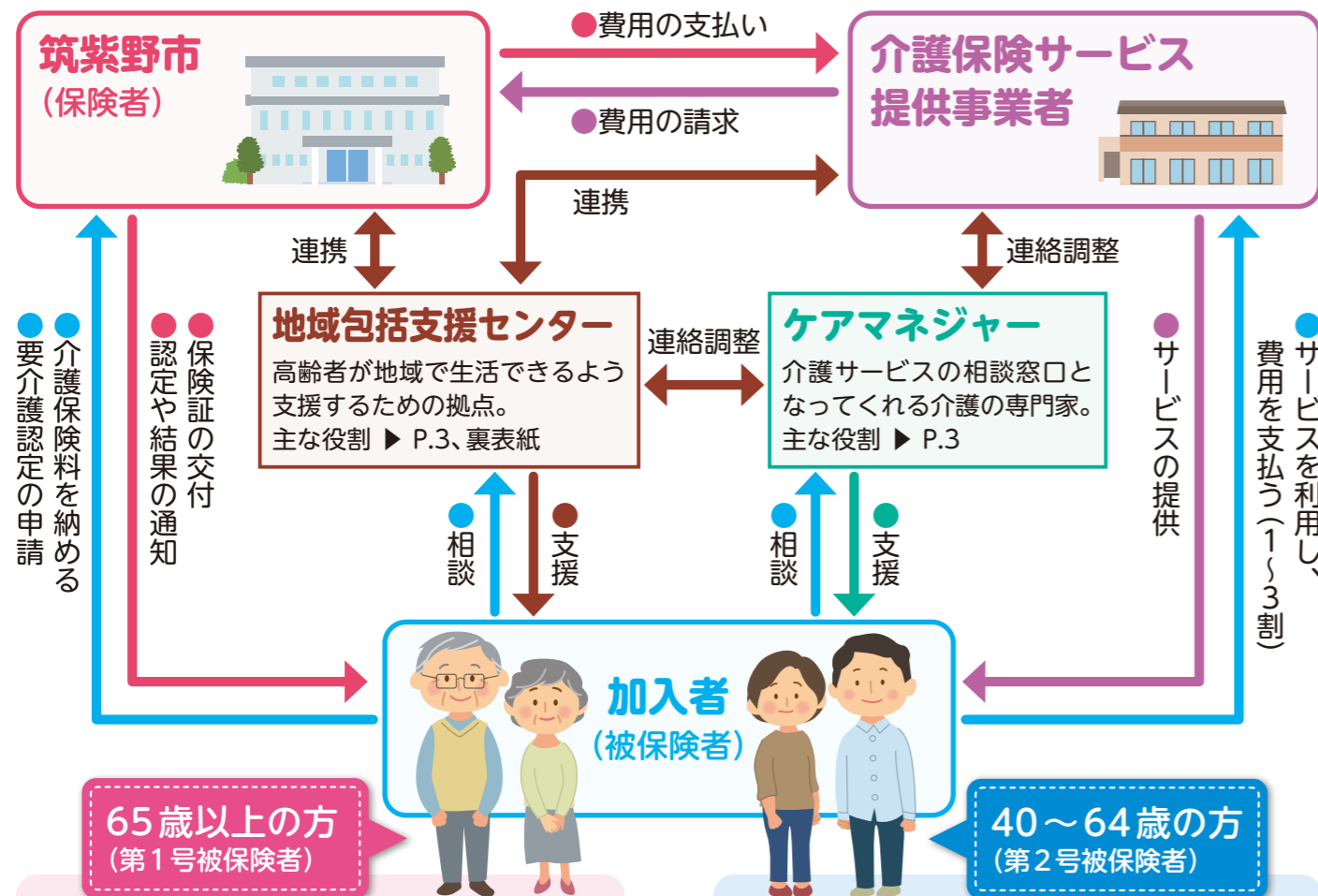
## もくじ

② しくみと加入者	介護保険のしくみ ..... 2
④ サービス利用の手順	サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス ..... 4 サービス利用の流れ② ケアプランの作成からサービス利用まで ..... 6
⑧ 介護保険サービスの種類と費用	介護保険サービスの種類と費用 ..... 8 ① 自宅を中心に利用するサービス ..... 10 ② 介護保険施設で受けるサービス ..... 16 ③ 生活環境を整えるサービス ..... 18
⑩ 地域支援事業 (総合事業)	総合事業 自分らしい生活を続けるために ..... 20
⑫ その他のサービス	筑紫野市高齢者在宅福祉サービス ..... 22
⑭ 費用の支払い	自己負担額と負担の軽減 ..... 24
⑯ 介護保険料の決まり方・納め方	社会全体で介護保険を支えています ..... 26
⑰ 事業者一覧	介護サービス提供事業者 ..... 31

筑紫野市

# 介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



## 【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

▶ **要介護認定 4～5ページ**

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、筑紫野市へ届け出をお願いします。

## 【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気\*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
  - 関節リウマチ
  - 筋萎縮性側索硬化症
  - 後縦靭帯骨化症
  - 骨折を伴う骨粗しょう症
  - 初老期における認知症
  - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  - 脊髄小脳変性症
  - 脊柱管狭窄症
  - 早老症
  - 多系統萎縮症
  - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
  - 脳血管疾患
  - 閉塞性動脈硬化症
  - 慢性閉塞性肺疾患
  - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

### ○ 交付対象者

**【65歳以上の方】**

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

**【40～64歳の方】**

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

### ○ 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき



## 負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

### ○ 交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

### ○ 必要なとき

介護保険サービスを利用するとき  
**【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)**

負担割合(1～3割)が記載されます。  
 ▶ 負担割合に関して、詳しくは24ページ。



## 「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

▶ 詳しくは裏表紙。

## 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

## 【ケアマネジャーの役割】

- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し
- 要介護認定の申請代行 など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



# サービス利用の流れ① 相談～利用できる サービス

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、筑紫野市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

## 1 相談する

筑紫野市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

・介護サービスが必要  
・住宅改修が必要  
など

・介護予防に  
取り組みたい  
など

## 2 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

**認定**

### 要介護認定を受ける

要介護認定の申請 → 要介護認定(調査～判定)

筑紫野市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(▶下記参照)

**認定**

### 基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。  
(基本チェックリスト▶20ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

認定

## 3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

**要介護度**

高  
介護が必要な度合い  
低

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

要支援2  
要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者\*)

自立した生活が送れる

## 4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

**介護サービス**を利用できます。

**介護予防サービス**を利用できます。

**総合事業**

**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。

**一般介護予防事業**を利用できます。

サービス利用の流れ②へ(▶6ページから)

\*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。(第2号被保険者は除く)

## 認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

### ① 要介護認定の申請

申請の窓口は筑紫野市高齢者支援課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まず)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



### 申請に必要なもの

- ✓ 介護保険証
- ✓ 医療保険証

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。この情報をもとに筑紫野市から主治医へ「主治医意見書」の作成を依頼しますので、申請する旨を前もって主治医に伝えておきましょう。



### ② 要介護認定(調査～判定)

訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、要介護度が決まります。

- 訪問調査 筑紫野市の調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などについて本人や家族などから聞き取ります。
- 主治医意見書 介護を必要とする原因疾患などについて主治医が記載します。(筑紫野市が主治医へ作成を依頼します)
- 一次判定 訪問調査結果と主治医意見書の内容をコンピューターで分析し、要介護度を判定します。
- 二次判定(認定審査) 一次判定や主治医意見書などをもとに、専門家が審査します。



# サービス利用の流れ② ケアプランの作成 からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護  
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域

支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。  
包括支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら  
サービスを利用したい



## 1 居宅介護支援事業者に連絡

- 市町村などが発行する事業者一覧のなかから **居宅介護支援事業者** (ケアマネジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。
- 担当の **ケアマネジャー** が決まります。



## 2 ケアプラン<sup>※1</sup>を作成

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



## 3 サービスを利用

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup> します。
- ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。



介護保険施設へ  
入所したい



## 1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



## 2 ケアプラン<sup>※1</sup>を作成

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

## 3 サービスを利用

- ケアプランにそって介護保険の **施設サービス** を利用します。



要支援1・2の方

## 1 地域包括支援センターに連絡

- お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに連絡、相談をします。



## 2 介護予防ケアプラン<sup>※1</sup>を作成

- 地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプラン (介護予防ケアプラン) を作成します。



## 3 サービスを利用

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup> します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



## 3 サービスを利用

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup> します。
- ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。



### サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

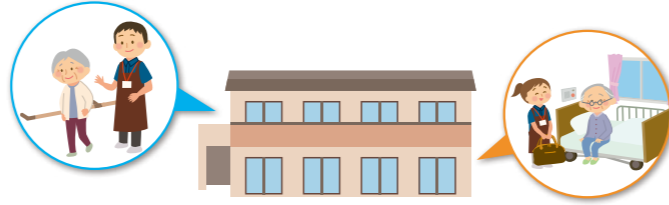
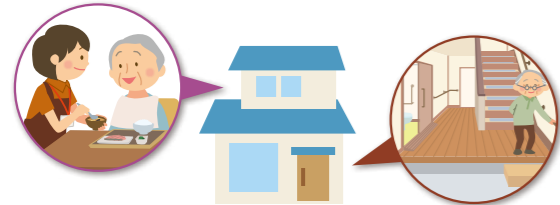
# 介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市町村にお住まいの方が利用できる「地域密着型サービス」があります。

## 介護保険サービスの種類

**自宅を訪問してもらう**  
▶P.9～10

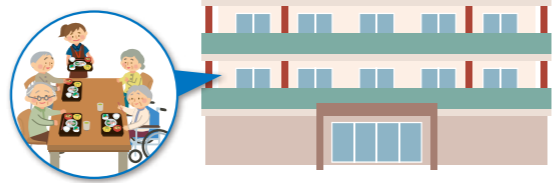
**施設に通って利用する**  
▶P.11～12



**生活する環境を整える**  
▶P.18～19

**短期間施設に泊まる**  
▶P.13

**通いを中心とした複合的なサービス**  
▶P.14



**自宅から移り住んで利用する**  
▶P.15

**介護保険施設に移り住む**  
▶P.16

## 各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 **地域密着型サービス**

**認知症対応型通所介護**  
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市町村の住民だけが利用できます。

自己負担(1割)のめやす [7～8時間未満利用した場合]	
要支援 1	874円
要支援 2	976円
要介護 1	1,009円
要介護 2	1,119円
要介護 3	1,229円
要介護 4	1,339円
要介護 5	1,449円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

**自己負担(1割)の費用**をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。(▶P.24参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和4年3月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



ケアプランを作成する

## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護 1～5 **居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるように支援してもらいます。



要支援 1・2 **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるように支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

## ①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

## 日常生活の手助けを受ける

要介護 1～5 **訪問介護(ホームヘルプサービス)**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

**〈身体介護〉**

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助 ●服薬の確認 など

**〈生活援助〉**

- 住居の掃除 ●洗濯 ●買い物
- 食事の準備、調理 ●薬の受け取り など

身体介護 中心	20分～30分未満	256円
	30分～1時間未満	405円
生活援助 中心	20分～45分未満	187円
	45分以上	230円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	101円
-------------	------

## 自宅で入浴の介助を受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 **訪問入浴介護**

(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1～5	1,287円	要支援 1・2	870円
---------	--------	---------	------



# ① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を訪問してもらおう

## 自宅で看護を受ける

### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1~2	564円	809円
要介護 1~5	585円	839円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 自宅でリハビリをする

### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	313円
----	------

## お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

### 要介護 1~5 要支援 1~2 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

## 夜間に訪問介護を受ける

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。(筑紫野市では現在対応していません)

自己負担(1割)のめやす【基本対応の場合】

1カ月	1,047円
-----	--------

## 24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。(筑紫野市では現在対応していません)



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,817円	8,487円
要介護 2	10,382円	13,258円
要介護 3	17,238円	20,238円
要介護 4	21,806円	24,948円
要介護 5	26,372円	30,223円

施設に通って利用する

## 施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

### 要介護 1~5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



#### 基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	665円
要介護 2	784円
要介護 3	909円
要介護 4	1,033円
要介護 5	1,158円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

## 小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	761円
要介護 2	900円
要介護 3	1,043円
要介護 4	1,185円
要介護 5	1,327円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



## 介護や支援が必要になっても自分でできることは自分で!

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で、できることを増やすことを目指しましょう。

家族の方が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。



買い物などできるうちはなるべく積極的にいきましょう。

# ① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通って利用する

## 施設に通ってリハビリをする

### 要介護 1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	770円
要介護 2	913円
要介護 3	1,057円
要介護 4	1,227円
要介護 5	1,393円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 要支援 1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。(利用するメニューによって費用が加算されます)

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,088円
要支援 2	4,067円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



## 認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

### 要介護 1~5 要支援 1~2 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす  
【7~8時間未満利用した場合】

要支援 1	874円
要支援 2	976円
要介護 1	1,009円
要介護 2	1,119円
要介護 3	1,229円
要介護 4	1,339円
要介護 5	1,449円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### リハビリの専門家ってどんな人?

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなりハビリを行います。

**理学療法士:** 日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

**作業療法士:** 日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

**言語聴覚士:** 音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

## 自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

### 要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	454円	454円	532円
要支援 2	565円	565円	660円
要介護 1	607円	607円	708円
要介護 2	677円	677円	777円
要介護 3	750円	750円	853円
要介護 4	820円	820円	924円
要介護 5	889円	889円	993円



## 医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

### 要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	585円	619円	630円
要支援 2	731円	779円	793円
要介護 1	763円	839円	845円
要介護 2	811円	889円	892円
要介護 3	873円	953円	957円
要介護 4	927円	1,005円	1,011円
要介護 5	980円	1,060円	1,064円



※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

### サービスに苦情や不満があるときは?

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいつきは、下記のような相談先もあります。

- ケアマネジャー: 担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておく安心です。
- 筑紫野市高齢者支援課: 相談や苦情の内容をもとに、筑紫野市で事業者を調査して指導します。
- 地域包括支援センター・消費生活センター: 地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また市役所内の「消費生活センター」に相談することもできます。  
【筑紫野市消費生活センター】 直通電話 923-1741 ※相談は無料です。
- 国保連: 筑紫野市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。

介護保険サービスの種類と費用

# ① 自宅を中心に利用するサービス

通いを中心とした複合的なサービス

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5  
要支援 1~2

地域密着型サービス

### 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担  
(1割)のめやす

要支援 1	3,497円
要支援 2	7,067円
要介護 1	10,601円
要介護 2	15,579円
要介護 3	22,662円
要介護 4	25,011円
要介護 5	27,578円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

## 通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

地域密着型サービス

### 看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。(筑紫野市では現在対応していません)



1カ月あたりの自己負担  
(1割)のめやす

要介護 1	12,650円
要介護 2	17,699円
要介護 3	24,880円
要介護 4	28,219円
要介護 5	31,920円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

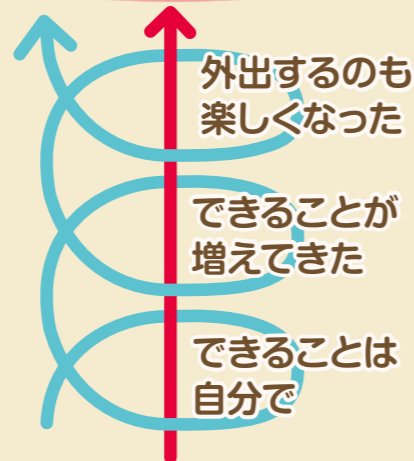
## 介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行き、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ



外出するの  
も楽しくな  
った

できること  
が増えて  
きた

できること  
は自分で



自宅から移り住んで利用する

## 有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護 1~5

要支援 1~2

### 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの  
自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)】

要支援 1	185円
要支援 2	316円
要介護 1	546円
要介護 2	613円
要介護 3	684円
要介護 4	749円
要介護 5	819円

## 地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護 1~5

地域密着型サービス

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。(筑紫野市では現在対応していません)

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの  
自己負担(1割)のめやす

要介護 1	550円
要介護 2	618円
要介護 3	689円
要介護 4	755円
要介護 5	825円

## 認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5

要支援 2

地域密着型サービス

### 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの  
自己負担(1割)のめやす  
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	759円
要介護 1	763円
要介護 2	798円
要介護 3	823円
要介護 4	839円
要介護 5	856円

## 地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護 3~5

地域密着型サービス

### 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	733円	733円	815円
要介護 4	803円	803円	887円
要介護 5	872円	872円	956円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険サービスの種類と費用



## ② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶13ページ参照)



介護保険施設に移り住む

### 生活介護が中心の施設

#### 要介護3~5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,659円	約21,659円	約24,123円
要介護4	約23,728円	約23,728円	約26,222円
要介護5	約25,766円	約25,766円	約28,261円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

### 介護やリハビリが中心の施設

#### 要介護1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,720円	約23,971円	約24,215円
要介護2	約23,089円	約25,432円	約25,584円
要介護3	約24,975円	約27,318円	約27,470円
要介護4	約26,587円	約28,869円	約29,082円
要介護5	約28,139円	約30,512円	約30,694円

### 病院での療養が中心の施設

#### 要介護1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約18,039円	約20,869円	約21,477円
要介護2	約20,838円	約23,758円	約24,367円
要介護3	約27,044円	約29,873円	約30,481円
要介護4	約29,629円	約32,550円	約33,158円
要介護5	約32,002円	約34,862円	約35,470円

### 長期療養の機能を備えた施設

#### 要介護1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,720円	約25,097円	約25,614円
要介護2	約25,066円	約28,413円	約28,930円
要介護3	約32,246円	約35,622円	約36,139円
要介護4	約35,318円	約38,664円	約39,181円
要介護5	約38,056円	約41,432円	約41,950円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

## ● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。



## ● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、筑紫野市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者の方等	要件なし	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
	世帯全員が住民税非課税	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
	世帯全員が住民税非課税	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下						
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	世帯全員が住民税非課税	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下						
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
	世帯全員が住民税非課税							

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

### ③生活環境を整えるサービス

生活する環境を整える

#### 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

##### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。  
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器		○	○
・床ずれ防止用具		○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

##### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

- 適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。\*上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
  - ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
    - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
    - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

#### トイレ、入浴関連の福祉用具を買う 申請が必要です

##### 要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の6種類です。  
都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、年間10万円を上限として費用の7～9割が支給されます。



- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 排せつ予測支援機器(令和4年4月から) 変更ポイント
- 自動排せつ処理装置の交換部品

##### 自己負担について

- いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて筑紫野市に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の7～9割が支給されます。
- 一括での支払いが困難な場合は、受領委任払い制度があります。事前にご相談ください。

都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

生活する環境を整える

#### より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

##### 要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

手すりの取り付けや段差改修などの住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が支給されます。



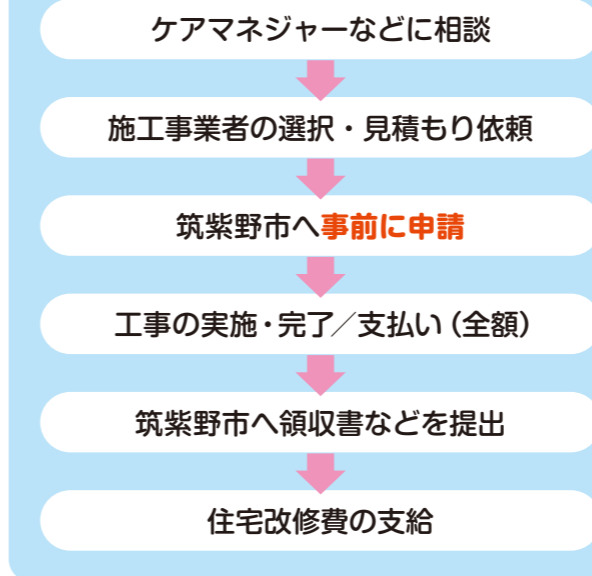
##### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

##### 自己負担について

- いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで筑紫野市に申請すると、20万円を上限に費用の7～9割が支給されます。
- 一括での支払いが困難な場合は、受領委任払い制度があります。事前にご相談ください。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が3段階以上上がったときには、再度の給付を受けられます。

##### 手続きの流れ



##### 事前の申請に必要な書類

- 工事費見積書(内訳がわかるもの)
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの  
日付入りの写真および平面図。
- 住宅の所有者の承諾書  
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

##### 完了後に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書(原本)
- 完成後の状態を確認できる書類  
改修後の日付入りの写真を添付。
- 市あての請求書
- 工事費内訳書  
(見積書と変更ない場合は不要です)

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



介護保険サービスの種類と費用

# 総合事業 自分らしい生活を続けるために

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。



## 総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



## 介護予防・生活支援サービス事業

### 訪問型サービス 要支援 1・2 事業対象者

介護事業者による食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助といった訪問型のサービス

サービス費用のめやす

週に1回程度	1,201円
週に2回程度	2,399円
週に2回程度を超える利用	3,806円

※左記の金額はサービス費用の1割の利用者負担です。一定以上所得者は、この2倍または3倍になります。



### 通所型サービス 要支援 1・2 事業対象者

介護事業者による食事・入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなどの通所型のサービス

サービス費用のめやす

週に1回程度	1,696円
週に2回程度	3,476円

※左記の金額はサービス費用の1割の利用者負担です。一定以上所得者は、この2倍または3倍になります。

※食費・日常生活費は別途必要です。  
※送迎があります。



### 足腰元気になるう塾 要支援1 事業対象者 \*要支援2の方は利用できません。

保健・医療の専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービスです。運動機器を使った個別のリハビリテーションや集団での筋力体操などを週1回全12回（約3か月）継続します。

サービス費用のめやす

1回（2時間程度）	500円
-----------	------

\*通所型サービスの併用はできません。  
また足腰元気になるう塾は終了後、1年間は利用できません。

## 一般介護予防事業

カミィリヤやコミュニティセンター、各公民館等で開催される、筑紫野市や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

※一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスですが、主催者が対象者を別に設けている場合があります。



## 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

### 基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

# 筑紫野市高齢者在宅福祉サービス

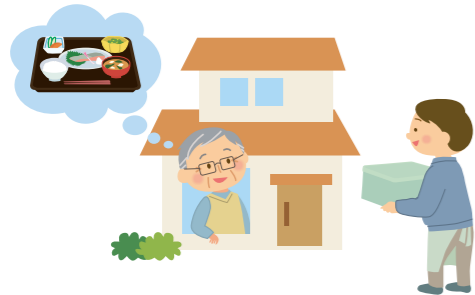
利用できるのは、おおむね65歳以上の一人暮らしや心身の不自由な方です。世帯構成、心身の状況等に応じて受けられないサービスがありますので、まずはご相談ください。

令和5年4月現在

## 食の自立支援

一人暮らしの高齢者が障がい者、または、高齢者のみか、障がい者のみの世帯で、体力の低下、心身の障がいや傷病のため、買い物や調理ができず、地域の見守りを必要とする方を対象として、栄養のバランスの取れた食事(夕食のみ)を配達し、安否確認をします。

利用料	1食 430円
-----	---------



## 緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者や心身障がい者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に24時間体制で対応します。

利用料	月額0円から1,210円 (介護保険料の所得段階により決定)
-----	-----------------------------------



## 寝たきり老人等介護手当

65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた方で、住民税非課税世帯の介護者に月額2万円が支給されます。

支給は6月、12月  
年2回です。



## 紙おむつ給付事業

介護保険の認定を受け、紙おむつを常時必要とする住民税非課税の方に、月3,000円または5,000円分を上限として紙おむつを支給します。

(市指定の販売業者が、毎月紙おむつをご自宅まで配達します。)

### 支給条件

介護保険料の所得段階が第1～3段階  
月5,000円まで  
介護保険料の所得段階が第4～5段階  
月3,000円まで  
※介護認定の区分ではありませんのでご注意ください。

※ただし、介護保険施設や病院へ入院されている方は対象外になります。

## 寝具洗濯サービス

衛生管理が困難な一人暮らしの方や、寝たきり状態の方の寝具が洗濯できます。

利用料	寝具の種類により金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。 (利用は年度中に2回まで)
-----	---

## 無料法律相談

毎月第2・4木曜日、13時30分から15時30分の時間帯で、司法書士による無料の法律相談を1人50分程度行っています。事前に予約が必要です。



## 成年後見制度利用支援

認知症などの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援するのが成年後見制度です。

市では、成年後見制度の利用手続きに際し、助言と支援を行います。



## ショートステイ

介護保険の対象にならない方が、家族の都合等で一時的に自宅での生活が困難になったとき、原則一週間まで養護老人ホームに入所することができます。

利用料	1日 1,720円
-----	-----------

## 高齢者等住宅改造費助成

介護保険の認定や障がいがあり、住宅改造をされる方で、住民税非課税世帯に30万円を限度として助成します。(ただし介護保険優先です。)



お問い合わせ先

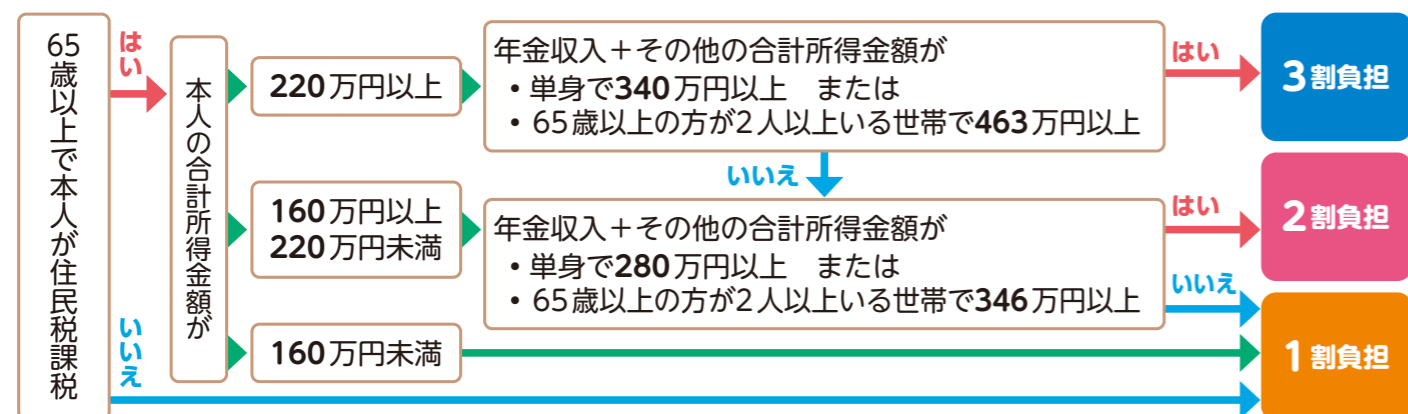
筑紫野市高齢者支援課	高齢者福祉担当	☎923-1111 (内線451・452)
	むさし	☎925-2775
筑紫野市 地域包括支援センター	天拝の園	☎918-5788
	アシスト桜台	☎923-8803
	ちくしの荘	☎926-2871

# 自己負担額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

## ■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

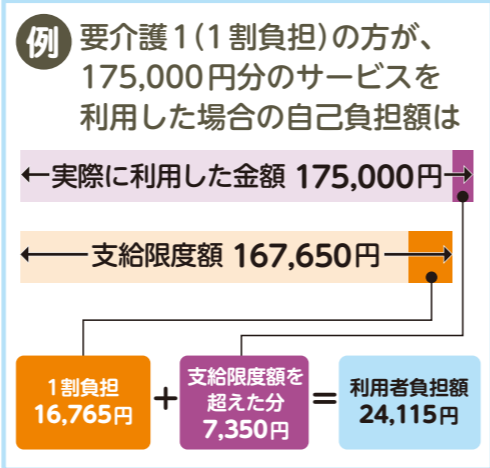
## ●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

## ■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。



## ■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

## ●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、筑紫野市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。
- 1度申請すると、該当月は自動で振り込まれます。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

## ●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、筑紫野市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

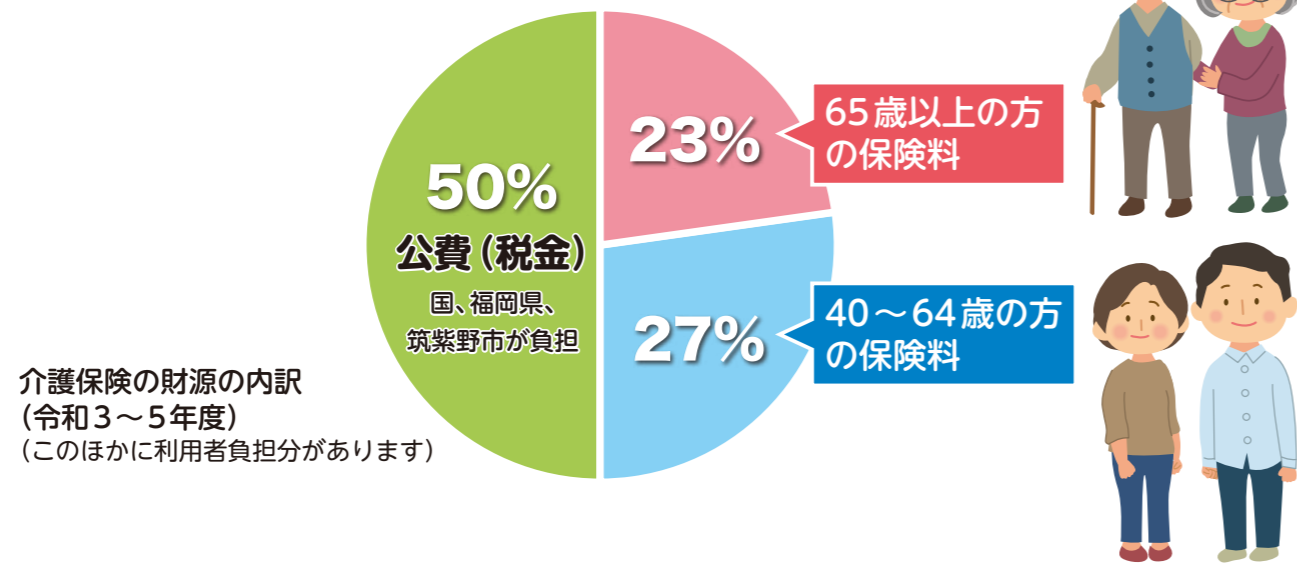
区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得	
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

# 社会全体で介護保険を支えています

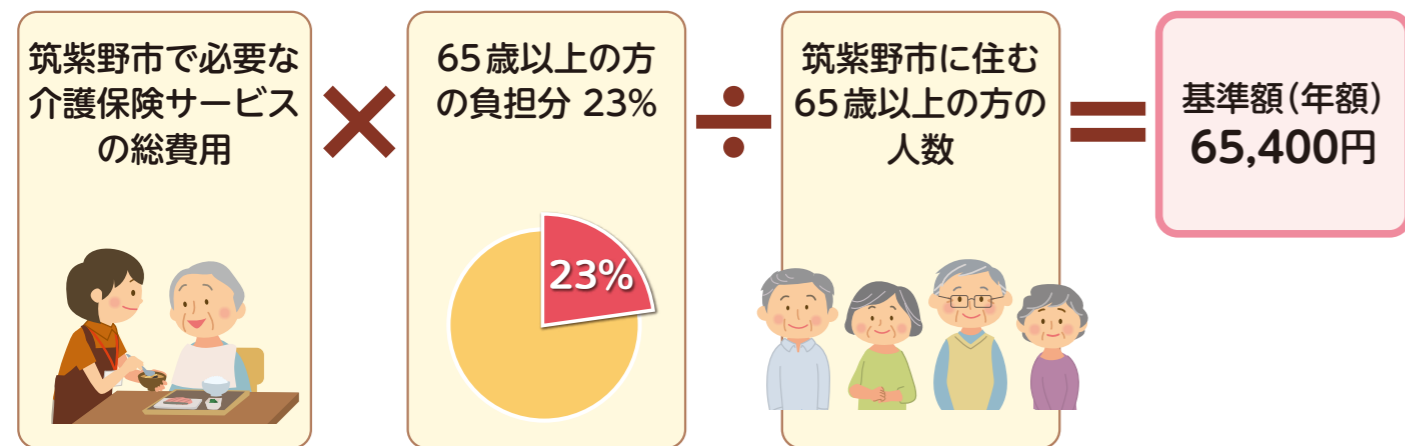
介護保険は、国や都道府県、筑紫野市が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。  
介護保険料はきちんと納めましょう。



## ● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、筑紫野市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。  
介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

### あなたの介護保険料を確認しましょう

筑紫野市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **65,400円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

### ● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.30	19,620円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の公的年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.50
第3段階		80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.70
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.85
第5段階		80万円超の方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額 × 1.15
第7段階		120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25
第8段階		200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	300万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.60
第10段階		400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.85
第11段階		600万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.20
第13段階		1,000万円以上の方	基準額 × 2.30

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

<sup>\*</sup>受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円未満**の方  
→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

**普通徴収**

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 筑紫野市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

**手続き**

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替が便利ね

年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】** になります

**特別徴収**

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。

本年度

4月 6月 8月 → 10月 12月 2月

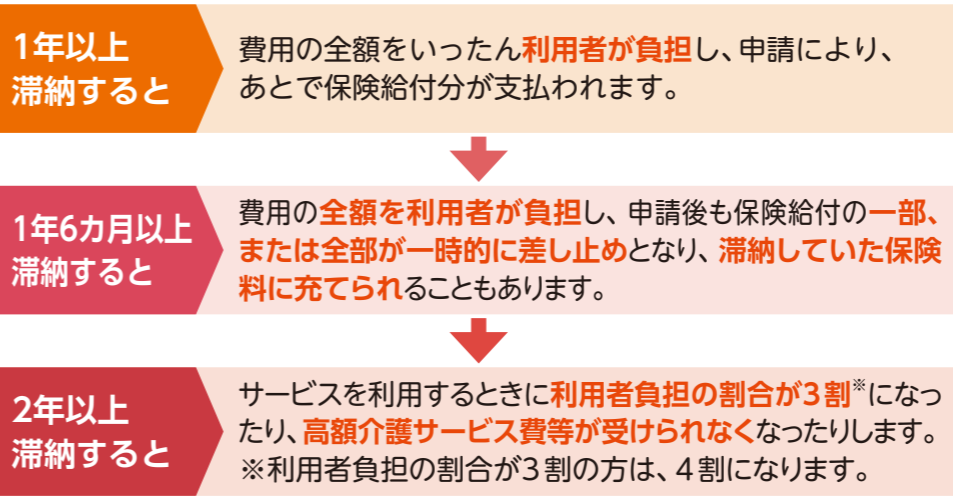
仮徴収                      本徴収

**!** こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



**やむを得ない理由で保険料を納められないときは**

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や徴収猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに筑紫野市の担当窓口までご相談ください。

**保険料が減免される場合があります**

筑紫野市の介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)で下記の要件に該当する場合は、申請により保険料を減額します。

**減額の内容** 保険料所得段階を第1段階に減額    **対象者** 次の①から⑦のすべてに該当する方

- 1 保険料所得段階が第2・3段階である方。
- 2 全ての世帯員が住民税非課税である方。
- 3 全ての世帯員の当該年中の収入の年額(見込)が右表の額以下である方。
- 4 全ての世帯員の現金および預貯金の合計額が右表の額を超えていない方。
- 5 住民税課税者に扶養されていない方および生計を共にしていない方。
- 6 社会保険加入者に扶養されていない方。
- 7 資産等を活用してもなお、生活が困窮していると認められる方。

世帯員数	1人	2人	3人
合計額	120万円	160万円	200万円

<sup>\*</sup>世帯員数が2人以上の場合は、2人目から1人につき40万円を加算

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
<p><b>国民健康保険に加入している方</b></p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 <sup>*</sup> 所得の低い方への軽減措置などが市町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p><b>職場の健康保険に加入している方</b></p>	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 <sup>*</sup> 40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

● 低所得者に対する利用料等減額

① 障がい者などの訪問介護等利用者に対する支援措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として利用者負担額のなかった方が、介護保険制度の適用となり訪問介護・夜間対応型訪問介護を利用する場合、利用者負担額を全額免除します。

② 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

下記の要件に該当する生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供するサービスの一部を利用する場合、申請により利用者負担額を軽減します。

**軽減の内容** 原則として利用者負担額の25%を軽減  
**対象者** 次の①から⑤のすべてに該当する方

- ① サービスを受ける日の属する年の前年（サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては前々年）の本人と家族の収入額の合計額（年額）が右表の額以下である方。
- ② 全ての世帯員の現金、預貯金の合計額が右表の額を超えていない方。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方。
- ④ 利用者負担額の負担能力がある親族等に扶養されていない方。
- ⑤ 介護保険料を滞納していない方。

世帯員数	1人	2人	3人
収入合計額 <sup>※1</sup>	150万円	200万円	250万円
預貯金合計額 <sup>※2</sup>	350万円	450万円	550万円

※1 世帯員数が2人以上の場合は、2人目から1人につき50万円を加算  
 ※2 世帯員数が2人以上の場合は、2人目から1人につき100万円を加算

③ 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

介護保険施設入所における食費・居住費の負担限度額（17ページ）の対象とならない方のうち下記の要件に該当する場合は、申請により「特例減額措置」が受けられます。

**措置の内容** 介護保険施設入所における食費・居住費（片方または両方）について、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用  
**対象者** 次の①から⑥のすべてに該当する方

- ① 世帯員の数が2人以上の方。（施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯で判断します。なお、配偶者が同じ世帯に属していないときは、配偶者も含めます。③から⑥の世帯員についても同様とします。）
- ② 介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している方。
- ③ 全ての世帯員の収入（年金収入額+合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く））から、施設利用者負担（介護保険サービスの利用者負担+食費+居住費）の見込み額を除いた年間収入額が80万円以下である方。
- ④ 全ての世帯員の現金、預貯金等の額が450万円以下である方。
- ⑤ 全ての世帯員が居住や日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない方。
- ⑥ 全ての世帯員が介護保険料を滞納していない方。

筑紫野市の対策

介護サービス費利用者負担額の補助

筑紫野市の介護保険の被保険者で要介護認定または要支援認定を受けている方のうち下記の要件に該当する場合は、申請により利用者負担額の一部を補助します。

**補助の内容** 利用者負担額10%の3割を補助  
 ※高額介護（予防）サービス費の支給を受けている方は、高額介護（予防）サービス費を控除した額の3割となります。

**対象者** 高齢福祉年金受給者以外の方は、次の①から⑦のすべてに該当する方  
 高齢福祉年金受給者は、①・②・⑦に該当する方

- ① 全ての世帯員が住民税非課税である方。
- ② 生活保護を受けていない方。
- ③ 全ての世帯員の収入が生活保護基準額の1.2倍以下である方。
- ④ 全ての世帯員の現金、預貯金などの合計額が③の基準額の2倍に対象者1人につき100万円を加えた額以下である方。
- ⑤ 全ての世帯員が活用できる資産を有しない方。
- ⑥ 住民税課税者の扶養になっていない方。
- ⑦ 介護保険料を滞納していない方。

詳しくは、市高齢者支援課へお問い合わせください。

介護サービス提供事業者

筑紫野市内の事業所を掲載しています。その他の事業所については、ケアマネジャーもしくは高齢者支援課へお問い合わせください。（令和5年5月1日現在）

居宅介護支援事業者（要介護1～5の方）

要介護者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、ケアプランの作成や各介護サービス提供事業者と調整を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719202	医療法人 西本内科医院	818-0024	筑紫野市原田6丁目8番地1	092-926-0021
4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリヤ	092-920-8008
4073000079	ケアプランサービス ちくしの荘	818-0024	筑紫野市原田462番地	092-926-2986
4073000095	よこみぞ医院 ケアプランサービス つかさ	818-0042	筑紫野市立明寺506番地5	092-921-5009
4073000111	医療法人 牧和会 介護老人保健施設 リハビリハイツアシスト 桜台ケアプランサービス	818-0064	筑紫野市常松456番地2	092-923-8864
4073000137	ケアプランサービス あけぼの	818-0061	筑紫野市紫4丁目6番15号	092-918-1300
4073000160	医療法人 文杏堂 杉病院指定居宅介護支援事業所	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目2番8号	092-918-1900
4073000178	居宅介護支援事業センター むさし	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4722
4073000194	介護計画サービス ペアレント	818-0025	筑紫野市筑紫28番地7	092-555-3080
4073000418	JA 筑紫ケアプランサービス	818-8642	筑紫野市杉塚3丁目3番10号	092-924-1334
4073000434	ケアプランセンター 天拝の園	818-0042	筑紫野市立明寺618番地1	092-918-5802
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	筑紫野市武蔵1丁目1番24号	092-918-2600
4073000780	どい内科クリニック ケアプランサービス	818-0036	筑紫野市光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4073000848	四季のいずみケアプランセンター	818-0013	筑紫野市岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4073000921	ケアプランあしき	818-0011	筑紫野市阿志岐2399番地	092-922-6578
4073000947	サンカルナ二日市居宅介護支援事業所	818-0061	筑紫野市紫2丁目4番1号	092-928-1626
4073001275	みのりケアプランセンター	818-0056	筑紫野市二日市北2丁目12番10号 アイビス京町206号	092-925-2522
4073001382	ケアプランセンター たんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1110
4073001432	ケアプランセンター つくし	818-0061	筑紫野市紫3丁目11番2号	092-408-4152
4073001564	ケアプランサービス 城山の郷	818-0025	筑紫野市筑紫346番地9	092-555-3412
4073001606	ケアプランセンター さち	818-0036	筑紫野市光が丘1丁目23番地2	092-926-8087
4073001671	ケアプランセンター リあん	818-0066	筑紫野市永岡503番地8	092-980-5488

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）（要支援1・2、事業対象者の方）

要支援者のケアプランの作成を行ったり、非該当と判定された方や要介護認定を受けていない高齢者を対象に介護予防事業を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4003000017	筑紫野市地域包括支援センター ちくしの荘	818-0024	筑紫野市原田462番地	092-926-2871
4003000025	筑紫野市地域包括支援センター アシスト桜台	818-0064	筑紫野市常松456番地2	092-923-8803
4003000033	筑紫野市地域包括支援センター むさし	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-2775
4003000041	筑紫野市地域包括支援センター 天拝の園	818-0042	筑紫野市立明寺618番地1	092-918-5788

訪問介護・訪問型サービス（ホームヘルプ）（要介護1～5、要支援1・2、事業対象者の方）

介護福祉士やホームヘルパー等が自宅に訪問し、日常生活の介護や家事の援助を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリヤ	092-920-8008
4073000186	ホームヘルプサービス ペアレント	818-0025	筑紫野市筑紫28番地7	092-555-3080
4073000806	ホームヘルプサービス ひかり	818-0032	筑紫野市西小田35番地	092-408-7351
4073000822	四季のいずみ 訪問介護	818-0013	筑紫野市岡田1丁目4番地1	092-926-8000



# 事業者一覧

## 訪問介護・訪問型サービス(ホームヘルプ) (要介護1~5、要支援1・2、事業対象者の方)

介護福祉士やホームヘルパー等が自宅に訪問し、日常生活の介護や家事の援助を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000939	サンカルナ二日市訪問介護事業所	818-0061	筑紫野市紫2丁目4番1号	092-928-1623
4073001051	ツインズヘルパーステーション	818-0005	筑紫野市原166番地329	092-555-9682
4073001077	ヘルパーステーション 吉木	818-0004	筑紫野市吉木1728番地	092-921-5600
4073001143	ヘルパーステーション オレガノ	818-0066	筑紫野市永岡1286番地2	092-918-1511
4073001150	みどりの風ヘルパーステーション二日市	818-0072	筑紫野市二日市中央3丁目7番19号	092-919-5634
4073001333	ホームヘルプサービス城山の郷	818-0025	筑紫野市筑紫383番地6	092-555-3412
4073001358	介護ステーション久兵衛	818-0058	筑紫野市湯町1丁目7番5号	092-986-5570
4073001366	ちくしの森 ヘルパーステーション	818-0067	筑紫野市俗明院1丁目7番3号	092-403-8348
4073001440	ヘルパーステーションみんとく ★	818-0083	筑紫野市針摺中央1丁目17番18号	092-555-4171
4073001481	ケアサポート ちくし ★	818-0004	筑紫野市吉木2459番地1	092-923-0005
4073001499	訪問介護事業所いつくしの里 ★	818-0084	筑紫野市針摺西1丁目3-28 筑油ハイツ205	092-408-7561
4073001523	二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション ★	818-0058	筑紫野市湯町1丁目15番25号	092-403-2070
4073001549	ホームヘルプサービス万葉の郷	818-0057	筑紫野市二日市南4丁目1番40号	092-919-5855
4073001572	訪問介護 hope	818-0054	筑紫野市杉塚1丁目1番46号	092-921-1508
4073001598	ヘルパーステーション絆	818-0066	筑紫野市永岡503番地8	092-921-0260
4073001614	ケアネットはーとぴあ	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1 ほほえみタウンA棟	092-555-5923
4073001622	ツクイ筑紫野	818-0024	筑紫野市原田8丁目4番地3	092-919-7227
4073001713	ヘルパーステーションみらい	818-0063	筑紫野市桜台2丁目25番地1 ヴィルスリージェ西小路303	092-555-8420

★は要介護1~5のみ

## 訪問入浴・介護予防訪問入浴 (要介護1~5、要支援1・2の方)

看護師や介護福祉士等が入浴設備を積んだ移動入浴車等で自宅に訪問し、入浴の介助を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリヤ	092-920-8008

## 訪問看護・介護予防訪問看護 (要介護1~5、要支援1・2の方)

医師の指示に基づき、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話をを行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4061790004	桜台 訪問看護ステーション	818-0066	筑紫野市永岡976番地1	092-923-7003
4061790012	訪問看護ステーション芦田鶴	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-923-1763
4061790046	四季のいづみ訪問看護ステーション	818-0013	筑紫野市岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4061790079	訪問看護ステーション タイム	818-0066	筑紫野市永岡1286番地2	092-918-1511
4061790087	そうごう訪問看護ステーション	818-0072	筑紫野市二日市中央3丁目7番19号	092-555-3188
4061790095	訪問看護ステーション笑顔・ネット	818-0004	筑紫野市吉木1492番地131	092-924-5665
4061790111	あいぞら訪問看護ステーション福岡	818-0024	筑紫野市原田7丁目12番9号 アンジェリーク103号	092-710-3818
4061790129	訪問看護ステーション アリス	818-0083	筑紫野市針摺中央1丁目17番18号	092-555-4171
4061790137	リアン訪問看護	818-0059	筑紫野市塔原東3丁目12番18号 道永貸店舗3号	092-555-7244
4061790152	訪問看護ステーション花笑み 筑紫野	818-0054	筑紫野市杉塚1丁目2番2号 オフィスパレ筑紫野V B-1	092-558-0571
4061790160	医療法人みらい 訪問看護ステーション「まもるん」	818-0012	筑紫野市天山37番地	092-926-1691
4011719194	医療法人 文杏堂 杉病院 訪問看護部	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目3番2号	092-918-1900

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (要介護1~5、要支援1・2の方)

医師の指示に基づき、理学療法士等が自宅を訪問し、機能の維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリを行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719194	医療法人 文杏堂 杉病院 訪問リハビリテーション	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目3番2号	092-923-6666
4011719236	医療法人徳洲会 二日市徳洲会病院	818-0072	筑紫野市二日市中央4丁目8番25号	092-922-2531
4011719251	高山病院 訪問リハビリテーション	818-0083	筑紫野市針摺中央2丁目11番10号	092-921-4511
4011719293	医療法人 つかさ会 よこみぞ医院	818-0042	筑紫野市立明寺506番地5	092-921-5001
4011719384	どい内科クリニック訪問リハビリテーション	818-0036	筑紫野市光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4011719137	小西第一病院 訪問リハビリテーション	818-0068	筑紫野市石崎1丁目3番1号	092-923-2238

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) (要介護1~5、要支援1・2の方)

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000152	むさし苑ショートステイ	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073001259	むさし苑ショートステイなのはな	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073000335	ちくしの荘ショートステイ	818-0024	筑紫野市原田462番地	092-926-2811
4073000459	ショートステイ「天拝の園」	818-0042	筑紫野市立明寺618番地1	092-918-5800
4073000871	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	筑紫野市武蔵1丁目1番24号	092-923-8298
4073001317	ショートステイサービスたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1001
4073001515	ショートたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1001

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) (要介護1~5、要支援1・2の方)

介護療養型医療施設等に短期間入所して、医学的治療や機能訓練、及び日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000970	どい内科クリニック ショートステイ	818-0036	筑紫野市光が丘4丁目5番地3	092-926-7415

## 通所介護・通所型サービス(デイサービス) (要介護1~5、要支援1・2、事業対象者の方)

利用者がデイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴、レクリエーション等を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000145	デイサービスセンター天拝	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4712
4073000236	ちくしの荘 デイサービスセンター	818-0024	筑紫野市原田462番地	092-926-3381
4073000277	デイサービスセンター JA筑紫アネシス	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター	092-926-6106
4073000400	デイサービスセンター あけぼの ★	818-0061	筑紫野市紫4丁目6番15号	092-918-1313
4073000442	デイサービスセンター「天拝の園」	818-0042	筑紫野市立明寺618番地1	092-918-5801
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	筑紫野市武蔵1丁目1番24号	092-923-8292
4073000749	デイサービスセンターリスタートさくら	818-0072	筑紫野市二日市中央6丁目6番10号 柴田ビル1階	092-929-3240
4073000756	デイサービスセンターハーモニ聖和	818-0032	筑紫野市西小田991番地3	092-927-1811
4073000772	デイサービスセンター雅翔	818-0036	筑紫野市光が丘4丁目5番地3	092-926-8836
4073000897	よこみぞ医院デイサービスつかさ	818-0042	筑紫野市立明寺509番地1	092-917-5006
4073001085	デイサービスセンター吉木	818-0004	筑紫野市吉木1728番地	092-921-5600
4073001101	みんなのうたデイサービス	818-0056	筑紫野市二日市北3丁目1番23号	092-921-5050
4073001127	デイサービスセンター ローズ	818-0066	筑紫野市永岡1286番2	092-918-1511
4073001135	みどりの風デイサービスセンター二日市	818-0072	筑紫野市二日市中央3丁目7番19号	092-919-5633
4073001291	ちくしの森 デイサービス	818-0067	筑紫野市俗明院1丁目7番3号	092-922-8528
4073001309	デイサービスセンターたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1000
4073001457	デイサービス筑紫野BELLEZA	818-0034	筑紫野市美しが丘南1丁目12番地1	092-408-4499
4073001507	二日市温泉翔裕園デイサービス ★	818-0058	筑紫野市湯町1丁目15番25号	092-921-8201
4073001531	デイサービスセンター万葉の郷	818-0057	筑紫野市二日市南4丁目1番40号	092-919-5855
4073200687	デイサービスセンター城山の郷	818-0025	筑紫野市筑紫383番地6	092-927-2176
4073401293	デイサービス リハモールちくし ★	818-0004	筑紫野市吉木2459番地1	092-923-0005
4073001580	リハビリデイサービス絆	818-0066	筑紫野市永岡503番地8	092-921-0262
4073001630	ツクイ筑紫野	818-0024	筑紫野市原田8丁目4番地3	092-919-7227
4073001697	ブルーミングケア福岡筑紫野 ★	818-0013	筑紫野市岡田1丁目9番地1	092-710-3310
4073001705	介護事業所 らぐたいむ筑紫 ★	818-0005	筑紫野市原563番地2	092-986-3153
4073001739	リハビリデイサービス RECRU.	818-0025	筑紫野市筑紫614番地3	092-408-9660

★は要介護1~5のみ

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) (要介護1~5、要支援1・2の方)

医師の指示に基づき、病院や老人保健施設に日帰りで通い、リハビリを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011711407	二日市整形外科クリニック	818-0061	筑紫野市紫2丁目22番1号	092-928-2222
4011711431	医療法人全晴会 寺本整形外科 デイケア・テラソル	818-0072	筑紫野市二日市中央4丁目11番1号	092-919-5880

# 事業者一覧

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) (要介護1~5、要支援1・2の方)

医師の指示に基づき、病院や老人保健施設に日帰りで通い、リハビリを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719194	医療法人杏堂 杉病院	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目3番2号	092-923-6666
4011719202	医療法人 西本内科医院	818-0024	筑紫野市原田6丁目8番地1	092-926-0021
4011719251	高山病院 通所リハビリテーション	818-0083	筑紫野市針摺中央2丁目11番10号	092-921-4511
4011719384	どい内科クリニック	818-0036	筑紫野市光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4073000020	医療法人つかさ会 よこみぞ医院デイケアセンターつかさ	818-0042	筑紫野市立明寺506番地5	092-921-5003
4073000038	デイケアセンターあけぼの	818-0061	筑紫野市紫4丁目6番15号	092-924-0191
4051780072	介護老人保健施設 ハーモニー聖和	818-0032	筑紫野市西小田991番地3	092-927-1811

## 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (要介護1~5、要支援1・2の方)

有料老人ホームやケアハウス等に入居して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000053	サンテルム延寿館	818-0058	筑紫野市湯町2丁目3番2号	092-924-1500
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	筑紫野市武蔵1丁目1番24号	092-923-4366
4073000731	すまいるホーム二日市	818-0057	筑紫野市二日市南2丁目15番30号	092-918-5430
4073000798	ケアハウス 菜和	818-0025	筑紫野市筑紫49番地4	092-926-2755

## 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 (要介護1~5、要支援1・2の方)

日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を借りることができます。福祉用具のうち、衛生面から貸与になじまない入浴または排泄などの用具について購入する場合、購入費の支給を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000319	株式会社 つくしメディカル	818-0041	筑紫野市上古賀3丁目7番7号	092-922-5161
4073000616	有限会社 ユウキ福祉用具レンタルセンター	818-0072	筑紫野市二日市中央4丁目15番10号	092-922-8821
4073000913	株式会社 ベストサポート福祉用具センター	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目2番7号	092-929-3515
4073101521	すたいる	818-0025	筑紫野市筑紫813番地12	092-558-3441
4073001663	株式会社free	818-0054	筑紫野市杉塚1丁目2番3号A棟2号	092-555-4403

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則要介護3~5の方)

常に介護が必要で在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000202	特別養護老人ホーム ちくしの荘	818-0024	筑紫野市原田462番地	092-926-2811
4073000467	特別養護老人ホーム 天拝の園	818-0042	筑紫野市立明寺618番地1	092-918-5800
4073000301	社会福祉法人 恩賜財団済生会 特別養護老人ホーム むさし苑	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073001325	社会福祉法人みらい 特別養護老人ホームたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1001

## 介護老人保健施設 (要介護1~5の方)

病状が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4051780072	介護老人保健施設 ハーモニー聖和	818-0032	筑紫野市西小田991番地3	092-927-1811
4051780098	介護老人保健施設ハーモニー聖和(ユニット)	818-0032	筑紫野市西小田991番地3	092-927-1811
4051780080	介護老人保健施設 リハビリハイツ アシスト桜台	818-0064	筑紫野市常松456番地2	092-923-8800

## 介護療養型医療施設 (要介護1~5の方)

急性期の治療を終え、長期療養を必要とする方のための医療施設です。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719202	医療法人 西本内科医院	818-0024	筑紫野市原田6丁目8番地1	092-926-0021

## 通所型サービスC (要支援1、事業対象者の方)

事業名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
足腰元気になろう塾	総合保健福祉センター カミーリヤ トレーニング室	818-0013	筑紫野市岡田3丁目11番地1	092-920-8070

## 地域密着型サービス(筑紫野市にお住まいの方のみがご利用になれるサービスです)

### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (要介護1~5、要支援2の方)

認知症の状態にある方が5名から9名で共同生活をしながら、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000376	グループホーム 茶屋本陣	818-0003	筑紫野市山家5259番地6	092-920-3010
4073000426	グループホームさわやかテラス	818-0067	筑紫野市俗明院1丁目13番5号	092-918-0045
4073000491	グループホーム 我楽ちくしの	818-0046	筑紫野市山口865番地1	092-929-3100
4073000608	ピアッツァ桜台 グループホーム	818-0064	筑紫野市常松456番地2	092-919-2566
4093000034	グループホームちくし永岡の里	818-0066	筑紫野市永岡1489番地1	092-922-3812
4093000042	グループホームおもやい	818-0032	筑紫野市西小田991番地1	092-919-7371
4093000059	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	筑紫野市武蔵1丁目1番24号	092-923-4366
4093000075	よこみぞ医院グループホームゆとろぎ	818-0042	筑紫野市立明寺509番地1	092-917-5004
4093000091	グループホームあんしん	818-0052	筑紫野市武蔵5丁目3番23号	092-918-6767
4093000166	グループホームたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1001

### 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 (要介護1~5、要支援1・2の方)

認知症の状態にある方を対象として、日帰りで食事や入浴などの日常生活上の世話や簡単な機能訓練などを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000723	せいわデイサービスセンター日和	818-0032	筑紫野市西小田991番地3	092-927-1811
4093000067	デイサービスセンター 陽だまり	818-0034	筑紫野市美しが丘南3丁目3番地3	092-919-7511

### 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 (要介護1~5、要支援1・2の方)

訪問介護、デイサービス、短期間の泊まりなどを取り入れた複合的な介護サービスを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4093000026	小規模多機能型居宅介護ちくし永岡の里	818-0066	筑紫野市永岡1489番地1	092-922-3812
4093000083	小規模多機能型居宅介護施設 さわやか憩いの家二日市 ★	818-0067	筑紫野市俗明院1丁目13番5号	092-918-3830
4093000109	小規模多機能ホーム宝満ラポール原田	818-0024	筑紫野市原田7丁目7番地6	092-408-8566

★は要介護1~5のみ

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則要介護3~5の方)

常に介護が必要で在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4093000117	特別養護老人ホームむさし苑地域密着型	818-0058	筑紫野市湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4093000158	地域密着型特別養護老人ホームたんたん	818-0026	筑紫野市美咲1023番地2	092-926-1001

### 地域密着型通所介護・通所型サービス (要介護1~5、要支援1・2、事業対象者の方)

利用者がデイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴、レクリエーション等を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000830	四季のいずみデイサービス	818-0013	筑紫野市岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4073000905	デイサービスセンター クローバーリーフ	818-0066	筑紫野市永岡833番地2-106	092-555-9230
4073001044	はるはうすデイサービスセンター	818-0005	筑紫野市原166番地108	092-922-5034
4073001119	美しが丘デイサービス	818-0024	筑紫野市原田5丁目3番地4	092-985-5386
4073001267	デイサービスおむすび	818-0041	筑紫野市上古賀3丁目9番11号	092-408-4731
4073001283	カフェデイサービス筑紫館	818-0025	筑紫野市筑紫508番地9	092-555-2704
4093000174	リハビリ特化型デイサービス セカホコ	818-0034	筑紫野市美しが丘南1丁目2番地1	092-926-7771
4093000182	デイサービス牛島	818-0014	筑紫野市牛島413番地	092-403-0243